

主催：愛知県(尾張県民事務所)、稲沢商工会議所

労働講座のご案内

■日時 令和4年1月27日(木) 13:30~16:00

■場所 稲沢商工会議所会館 第1会議室
稲沢市朝府町15-20

無 料

●第一部 13:30~14:20

「改正育児・介護休業法のポイント等について」

令和3年6月に改正育児・介護休業法が公布され、令和4年4月1日以降、順次施行されることとなりました。本講座では「男性の育児休業取得促進」や事業主に求められる「育児休業を取得しやすい雇用環境整備」など改正法のポイントや関連法について説明します。

〈講師〉 愛知労働局雇用環境・均等部指導課

雇用均等指導員 遠峯 利美 氏

●第二部 14:30~16:00

「コロナ禍におけるハラスメント」

長引くコロナ禍で、職場ではさまざまなハラスメントが起きています。テレワークにおけるハラスメントやコロナハラスメントを含め、ハラスメントの防止について、また兼業・副業についてもお話しします。

〈講師〉 馬場社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士 馬場 三紀子 氏

■対象 中小企業の事業主、人事労務担当者、一般勤労者等

■定員 20名(先着順)

■申込方法 参加申込書(裏面)により、FAXまたは郵送でお申込みください。

■新型コロナウイルス感染症防止のためご協力をお願いします。

○受講中は、必ずマスクを着用してください。

○手洗い、手指消毒、咳エチケット、他の人との間隔保持にご協力ください。

○発熱や風邪の症状がある場合は受講を控えてください。

■新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止または延期の可能性があります。

《会場案内》

- ◇ 住所：稲沢市朝府町 15-20 電話：(0587)81-5000
- ◇ 交通案内（公共交通機関ご利用の場合）最寄り駅「名鉄本線国府宮駅」
- 最寄り駅からの経路

名鉄本線国府宮駅西口から、名鉄バス「アピタ稲沢店」行き又は「矢合観音」行きで「稲沢市役所」（約 10 分）下車、徒歩約 5 分。



労働講座参加申込書 (1月27日(木)開催)

申込期限：1月20日(木) FAX：(052) 951-5680

企業・団体名			
所在地	〒		
連絡先	電話	()	FAX ()
所属・役職名		氏名	
所属・役職名		氏名	

※御記入いただいた個人情報、本講座の運営管理及び当課が今後主催する講座等の御案内に利用させていただきます。

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止又は延期の場合、こちらからお知らせいたしますので、**日中の御連絡先**を御記入ください。

※**受講票は発行しません**。特に通知がない限り、受講できますので会場にお越しください。
申込み後、欠席される場合は事前に御連絡ください。

＜申込み・問合せ先＞

愛知県尾張県民事務所 産業労働課 産業労働グループ

〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1

TEL (052) 961-8346 FAX (052) 951-5680